

FD委員会規程（短大）

（趣旨）

第1条 この規程は、九州産業大学造形短期大学部の教育改善・質向上を図ることを目的として設置するFD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の推進を図ることを任務とする。

- (1) 授業改善のための基本方針の策定に関する事項
- (2) 研修会及び講習会の開催に関する事項
- (3) 教員の授業内容及び授業方法についての相互研鑽に関する事項
- (4) 学生による授業評価に関する事項
- (5) 学生の学力育成と能力向上に関する事項
- (6) 履修制度の整備及び授業科目の開発・支援に関する事項
- (7) 同和教育推進に関する事項
- (8) 学習成果に関する事項
- (9) その他、委員会が必要と認めた事項

2 前項第8号に掲げる事項は、九州産業大学FD委員会と合同で行う。

（構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 図書館長
- (3) 学科主任
- (4) 教務委員長
- (5) 学生委員長
- (6) 専属教員若干名
- (7) 事務部長

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、学長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、学科主任をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 議長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 削除

(事務)

第7条 委員会の事務は、教育企画推進室が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が教授会の意見を聴取した上で行う。

附 則

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。